新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト(例)〈避難受付以降〉

出典:「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」(第2版)について(令和2年6月10日付け、府政防第1262号、消防災第114号、健感発0610第1号)R2.6.10

専用階段、専用トイレ の確保する。 (専用階段について、

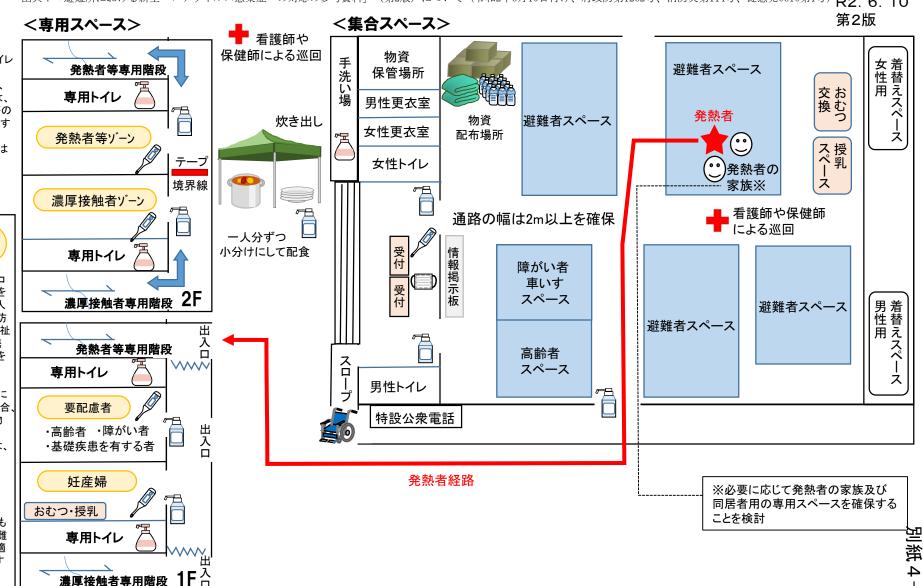
(専用階段について、確保が難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をした上で兼用することもあり得る。) (健康な人との兼用は不可)

軽症者等 (一時的)

- ・軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を 発症したと疑われる人の対応については、防 災担当部局と保健福祉 部局等が十分に連携 の上で、適切な対応を 事前に検討する。
- ・軽症者等が一時的に 避難所に滞在する場合
- 避難所に滞任する場合 一敷地内の別の建物 とする。
- ー同一建物の場合は、 動線を分け、専用 階段とスペース、 専用のトイレ、専用 風呂等が必要

※軽症者等であっても 原則として一般の避難 所に滞在することが適 当でないことに留意す る。

4



※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。